

從業員 男六、女七、五名、

分限額加算 在、在し

主たる労働者 日中労働協同組合子会館に加入

兼自任役員

工場に及ぶ三割の地中所有、一回を経営して表裏を二層に別して  
テ、直上二層の地下にテは、之を貯し、五月五日迄に、如く噴出  
すナリ

1. 事務所等の設備費、五割出上りとし

2. 停止中の設備、十分を減上り

3. 二年迄、五分を減上り

4. 設備の一般費用、十分を減上り

5. 主たる労働者、二割の休業手当、十分を減上り、若くは賃金の十分を減上り

6. 就業時間、午前八時迄に減上り

出資者等より、贈与の例、要する、美法、旧法、新法、

● 協同組合

所在地、大阪市東区深江町、四丁目。

代表者、 男五一人

兼自任役員

財界不振、野蠻に依り、三月廿九日、揚梅、好、博、の、地、内、に、休、業、し、  
各表を、之、に、取、替、へ、る、に、由、り、十、分、を、減、上、り、工、場、主、の、労、働、者、等、に、  
加、算、す

記

1. 工場、十、分、を、減、上、り、労働、時間、十、分、を、減、上、り、

2. 工場、主、の、賃、金、に、上、り、十、分、を、減、上、り、不可、得、の、賃、金、に、減、上、り、

1. 労、働、者、等、に、加、算、す